

東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係る質問回答

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
1	実施要領	2 ページ	9行目	3 業務概要 (3) 提案上限額	導入費用は、94,626,373円（消費税及び地方消費税を含む）と3,590,977円（消費税及び地方消費税を含む）の合計額であると認識しております。提案合計金額が上限額内に収まっていれば、庁内LANおよび公共施設LANそれぞれに個別の上限設定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施要領	3 ページ	下から10行目	5 参加資格 (1) 単独企業の場合	2,000人以上が利用するネットワークシステムの構築と公衆無線LANサービスに関する導入実績の両方が必要でしょうか。片方だけでも参加資格は満たしていると言えますでしょうか。	2,000 人以上が利用するネットワークシステムの構築と公衆無線 LAN サービスに関する導入実績の両方が必要です。
3	実施要領	3 ページ	27行目	5 参加資格 (1) 単独企業の場合 ⑤	参加資格として、「暴力団でないこと、暴力団との関わりがないこと」とございますが、証明するための文書等の提出が必要でしょうか？	不要です。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
4	実施要領	4 ページ	15行目	5 参加資格	<p>「他の提案参加者の構成員となっている場合は、他の提案参加者の構成員になることはできない」との記載がございますが、機器製造元企業が複数の提案参加者から機器見積もりの依頼を受けることは想定されます。機器の販売に関しては、複数社への提供は仕様上問題ないか、ご確認いただけますでしょうか。また、保守・運用サービスについても同様の認識で差し支えないか、併せてご確認いただけますと幸いです。</p> <p>なお、設計・構築・工事等の協力作業につきましては、「構成員」としての扱いとなり、他の提案参加者への関与は不可との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>機器の販売に関しては、複数社への提供は参加資格上問題ありません。保守・運用サービスについても同様になります。</p> <p>参加表明された提案参加者で構成員になっていて、参加表明した別の提案参加者でも構成員になっている場合は参加資格を満たさないこととなります。</p> <p>上記内容の繰り返しになりますが、設計・構築・工事等の協力作業については、「構成員」としての扱いとなり、他の提案参加者への関与は不可となります。</p>
5	実施要領	7 ページ	5行目	8 参加表明 (1) 提出書類 ③	<p>「納付すべき固定資産税、市区町村民税に滞納がない旨の証明書」については、広島市に対しての滞納がない旨の証明書でしょうか？</p> <p>弊社の本社所在地の市町村に対しての滞納がない旨の証明書でもよろしいでしょうか？</p>	<p>契約締結を予定している事業者所在地における納付すべき固定資産税、市区町村民税に滞納がない旨の証明書を提出してください。</p>

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
6	調達仕様書	6 ページ	14 行目	7.1 庁内 LAN について (3)	7.1 (3) に「既設ネットワーク監視装置へ旧機器の削除、新機器の登録に係る費用は、本調達の対象外とする」と記載されていますが、ネットワーク監視装置自体は更改しないという想定でよろしいでしょうか。	ネットワーク監視装置は更新対象外ですが、構成上新たに監視装置を設ける必要があれば提案可とします。物理アプライアンスや環境構築に係る作業費用については提案額の中に含める形になります。
7	調達仕様書	6 ページ	36 行目	7.1 庁内 LAN について (8)	「庁内フロアスイッチの予備機 1 台と、無線アクセスポイントの予備機 4 台用意すること」と記載がございますが、別表 3 ハードウェア要件の調達機器台数の台数に含まれますでしょうか。別で予備機台数の準備が必要でしょうか。 また庁内フロアスイッチ本体の予備機には、SFP+の予備機も必要でしょうか。	調達仕様書別表 3 ハードウェア要件の調達機器台数に予備機が含まれます。 庁内フロアスイッチの予備機として SFP+の予備機も対象になります。

8	調達仕様書	8 ページ	16 行目 31 行目	7. 1. 3 保守運用サービスについて	<p>ハードウェア保守のオンサイト対応時間が「平日 9:00～17:00」であるのに対し、システム保守の対応時間が「平日 9:00～17:30」となっており、30 分の差異が生じております。</p> <p>弊社の保守サービスでは、問い合わせ対応およびハードウェア保守の受付時間が「平日 9:00～17:00」となっておりますため、この点について、以下の通り条件緩和の可否を確認させていただきたく存じます。</p> <p>-----</p> <p>オンサイト交換に関してはご要件通り、「平日 9:00～17:00」でご対応させていただきます。</p> <p>その場合、メーカー規定により、問い合わせ受付時間も同様に「平日 9:00～17:00」となります。</p> <p>つきましては、問い合わせ受付時間を「平日 9:00～17:00」とさせていただくことは可能でしょうか。</p> <p>なお、緊急時には現場の担当者が対応いたしますので、この限りではございません。</p> <p>もし不可の場合は、費用は高くなりますが 24 時間 365 日対応の保守メニューにてご対応させていただくことも可能です。</p> <p>-----</p>	<p>ハードウェア保守とシステム保守の対応時間について統一させていただきます。それに伴い、システム保守の条件につきまして、以下のとおりとさせていただきます。</p> <p>受付時間：平日 9:00～17:00</p> <p>緊急時の場合はこの限りではありません。</p>
---	-------	-------	----------------	----------------------	---	---

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
9	調達仕様書	8 ページ	21 行目	7.1.3 保守運用サービスについて	「設定変更作業等において、関連図書の修正が発生した場合は、規定の様式を使用し、これを改版すること。市が設定変更作業を行った場合も共有する設定情報を改版する」と記載されていますが、ここでいう「規定の様式」とは具体的に何を指しているのでしょうか。パラメータシートとは別に定められている様式が存在するのでしょうか。	市で決めた様式はありませんが、市と受注者で共通様式を用いて設定変更した内容を共有することを目的としています。具体的な内容としては、ネットワークを安全に維持管理するために必要な NW 物理構成、論理構成、VLAN 設定情報、IP 情報等の設定情報になります。
10	調達仕様書	9 ページ	1 行目	7.1.3 保守運用サービスについて	「監視設定：監視、アラートについて、定量的な計測に基づいて監視を行うこと」と記載されていますが、これは仕様書 7.1 (3) で言及されている「既設ネットワーク監視装置」とは別に、新たな監視システムを用意する想定でよろしいのでしょうか。	前述 No.6 と一部重複しますが、既設監視システムでの運用が難しい場合は、新たに監視システムを用意が必要です。
11	調達仕様書	9 ページ	1 行目	7.1.3 保守運用サービスについて	「・本システムの監視を実施し、障害事象があったときの通知をメール等で行うこと。」と記載されていますが、メール通知に必要なメールサーバ (SMTP サーバ) は、既存システムを利用可能との理解でよろしいのでしょうか。	ご認識の通りです。メールサーバは既設のものを利用する形となります。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
12	調達仕様書	9 ページ	下から 1 行目	7.1.3 保守運用サービスについて	<p>本業務において、オンサイト保守に加えて、先出しセンドバックサービスを併用する構成とすることは可能でしょうか。仕様上、支障がないかご確認いただけますでしょうか。</p> <p>なお、上記構成が不可である場合、メーカー規定により、機器購入後 5 年間は標準で後出しセンドバックサービスが付帯しております。機器の返却には 2~3 週間を要しますが、本業務の遂行に支障がないか、併せてご確認いただけますと幸いです。</p>	<p>機器別にサービス内容が分かるようにしていただければ、オンサイト保守に加えて、先出しセンドバックサービスを併用する構成とすることは可能です。サービスレベルについては調達仕様書 7.1.3 イ(5) 記載の内容のとおりです。</p>
13	調達仕様書	11 ページ	-	7.2 公共施設 LAN について	<p>現行の公共施設 LAN は、本調達の公衆無線以外に利用用途はございますでしょうか。</p>	<p>現行の公共施設 LAN では、一般利用向けの公衆無線 LAN サービスとは別に、認証無しでインターネットの利用を可能とする SSID を提供しています。</p> <p>本調達の公衆無線においても同様の利用を想定しています。(調達仕様書 33 ページ、34 ページ「複数の SSID を同時に使用できること」のとおり。)</p>
14	調達仕様書	11 ページ	11 行目	7.2.1 ハードウェアの調達	<p>庁内 LAN において、フロアスイッチを PoE 給電対応機器に置き換えることにより、既設のインジェクタ『AIR-PWRINJ6=』が約 100 台分不要となる見込みです。これらの機器を公衆無線 LAN 構築において流用することは可能でしょうか。</p>	<p>PoE フロアスイッチに置き換えたことにより不要になったインジェクタを流用することは不可です。受注者にて新しいインジェクタを準備していただきます。</p>

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
15	調達仕様書	11 ページ	7.2 公共施設 LAN について	本市が指定する市内公共施設において、施設利用者が利用できる公衆無線 LAN サービスを提供することを目的に、以下の業務を実施すること。	現行の公共施設 LAN は、本調達の公衆無線以外に利用用途はございますでしょうか。	前述 No.13 と同様。
16	調達仕様書	11 ページ	7.2 公共施設 LAN について (1) 無線アクセスポイント要件	通信速度の目標値 20Mbps	「通信速度の目標値 20Mbps」は必須要件でしょうか？ 目標値の根拠をご提示いただけますでしょうか	必須要件ではありません。あくまで目標値であり、4K画質の動画を閲覧する場合の推奨速度を基にしています。
17	調達仕様書	14 ページ	8 行目	7.2.2 ハードウェアの設置及び撤去	「機器の設置作業が必須ではない55施設分においても、現地施設のルータと無線アクセスポイントを接続するだけで公衆無線 LAN サービスが使用できる状態まで、受注者が設定を完了しておくこと」と記載されていますが、現地調査を行った上で業務に影響が生じないことを前提とすれば、既設ルータの更改を行うことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、既設ルータの更改を行う場合は構築前に現地調査や影響範囲の調査を行い、現行の構成に影響が生じないよう考慮するとともに、影響が発生する場合は回避手段を受注者により実施することとします。 (調達仕様書 4 ページ 6 行目のとおり。)

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
18	調達仕様書	15 ページ	23 行目	(3)作業内容 ウ稼働確認 4	ヒートマップの作成は、東広島市様で設置作業を実施された拠点については対象外で、請負者側で設置した拠点のみ作成という認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
19	調達仕様書	15 ページ	下から 5 行目	7.2.2 ハードウェアの設置及び撤去	(3) 作業内容 ウ 稼働確認 項番 2 に「設定した SSID 及びパスワードで Wi-Fi に接続できること」と記載されていますが、セキュリティが担保されていることを前提とすれば、パスワードによる認証は必須ではないと解釈してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	調達仕様書	15 ページ	(3)作業内容 ウ稼働確認	設置時の試験で測定したヒートマップまたはそれに相当する資料	壁や外来波（電波干渉）による電波減衰を考慮した資料の提供が必須でしょうか。	必須ではありません。
21	調達仕様書	16 ページ	36 行目	7.2.2 ハードウェアの設置及び撤去 イ後半（第 2 段階） ③ 設置方法	「設置した機器について、公衆無線 LAN サービスを提供できるよう設定作業を行うこと。なお、施設の LAN 配線等は本市が行う。」と記載がございますが、LAN ケーブルの成端（コネクタ付け）及び LAN ケーブルの試験まで含まれる認識よろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
22	調達仕様書	18 ページ	13 行目	7.3.1 公衆無線 LAN サービスの提供	7.3.1 (1) 基本要件③に「管理画面へのアクセスには二要素認証を設ける等、第三者による不正アクセス対策が講じられていること」と記載されていますが、庁内 LAN 内に認証サーバが設置されており、かつアクセスが限定されている場合には、二要素認証の導入は必須ではないと解釈してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	調達仕様書	21 ページ	下から 10 行目	10 成果物等	10 成果物等の⑦「機器設置図面（対象施設分）」についてですが、提出する図面の基データは貴市より提供されるという想定でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	調達仕様書	21 ページ	(1) 成果物の種類	② 基本設定書 ネットワーク構成図	公共施設 LAN の拠点ごとのネットワーク構成図は必須でしょうか。必須の場合、現行構成図の提供は可能でしょうか。	公共施設 LAN における拠点ごとのネットワーク構成図は不要です。
25	調達仕様書	23 ページ	下から 5 行目	別表 1 既存ネットワーク機器一覧 フロアスイッチ	既存機器一覧において、フロアスイッチに SFP モジュールが記載されていないと認識しております。現行構成では、コアスイッチとフロアスイッチ間はどうに接続されているのでしょうか。また、新規に SFP モジュールを調達する必要があるかについて、確認させていただけますでしょうか。	現行構成はコアスイッチ (SFP) ~パッチパネル (SFP) ~フロアスイッチ (SFP) といった接続構成になります。既存 SFP の規格は SC-SC となっていますが、流用できない場合は新規で調達いただくこととなります。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
26	調達仕様書	27 ページ	9 行目	①コア L3SW -1 ハードウェア	SFP モジュールの選定のために、既存の光ケーブルの仕様についてご教示ください。 (コア径、伝送距離、波長)	既存構成は SC コネクタでパッチパネルを経由している形となります。パッチパネルが同一ラック内に收容されており、マルチモード対応（短距離伝送）のケーブルになります。
27	調達仕様書	27 ページ	9 行目	①コア L3SW ①-1 ハードウェア	AC200V、20A 未満、かつ電源冗長構成。とありますが、電源を複数系統とした場合に、1 系統単位で AC200V、20A 未満でのご提案でもよろしいでしょうか。 (選定の考え方については提案書で明記させていただきます)	電源を複数系統とした場合に、1 系統単位で AC200V、20A 未満での提案でも構いません。
28	調達仕様書	別表3ハードウェア要件	全体	-	機器仕様を満たすかを証明する記載について、提案書内に記載するのではなく、機能証明書を提出する形でもよいでしょうか。	提案書とは別で機能証明書を提出する形でも構いません。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
29	調達仕様書	27 ページ	11 行目	別表 3 ハードウェア要件 ①コア L3SW ①-1 ハードウェア	「電源冗長化構成が可能であること」と記載されていますが、電源冗長化構成が可能な機種であれば要件を満たすと解釈してもよろしいでしょうか。それとも、実際に電源冗長化構成を採用する必要があるのでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。	実際に電源冗長化構成を採用する必要があります。
30	調達仕様書	27 ページ ～ 30 ページ	②,③ 庁内フロアスイッチ 1、2	以下の要件を満たす機器を必要数用意すること。※スタック構成を組む場合はこの限りではない	コア L3 スイッチ～フロアスイッチ間の光ケーブルは 10G リンクでの経路冗長が必須でしょうか。その場合、LAG 構成が必須でしょうか。	ご認識の通りです。コア L3 スイッチ～フロアスイッチ間の光ケーブルは 10G リンクでの経路冗長は必須です。その場合の LAG 構成も必須となります。
31	調達仕様書	27 ページ ～ 30 ページ	②,③ 庁内フロアスイッチ 1、2	以下の要件を満たす機器を必要数用意すること。※スタック構成を組む場合はこの限りではない	コア L3SW 及びフロアスイッチをスタック構成で組む場合、スタックケーブルは 10G リンク相当で 2 本以上の冗長が必須でしょうか。また、ハードウェア要件のインターフェース数はスタックで使用するポートを除いた数の用意が必須でしょうか。	ご認識の通りです。スタック構成を組む場合、スタックケーブルは 10G リンク相当で 2 本以上での冗長となります。ハードウェア要件のインターフェース数はスタックで使用するポートを除いた数となります。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
32	調達仕様書	28 ページ	11 行目	別表3 ハードウェア要件 ②庁内フロアスイッチ1 ②-1 ハードウェア	仕様書には「1/10 ギガビットイーサネット SFP+を実装していること」と記載されていますが、SFP+は 1 ギガビットには対応していないという認識です。10 ギガビットイーサネットの SFP+が実装されていれば、仕様を満たしていると判断してもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。10 ギガビットイーサネットの SFP+が実装されていれば、仕様を満たしていることとなります。
33	調達仕様書	30 ページ	④認証装置 (業務利用 (職員向け))	「クライアント証明書の配布機能を有すること」	クライアント証明書配布方法として、既設の機器・機能を併用する提案は認められますでしょうか。	既設機器、機能での併用は可能ですが、既設機器に必要な設定等については受注者で対応していただきます。
34	調達仕様書	30 ページ	④認証装置 (業務利用 (職員向け))	RFC5216 に準拠した EAP-TLS 機能を有すること	EAP-TLS 機能が問題なく使用できれば良いという認識でよろしいでしょうか	ご認識の通りです。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
35	調達仕様書	31 ページ	下から 12 行目	別表 3 ハードウェア要件 ⑤認証装置(一般利用(市民向け))	<p>「障害が発生しても問題なく継続稼働すること」との記載がありますが、公共施設 64 拠点にオンプレミスで設置する認証装置に障害が発生した場合、オンサイト保守による交換が完了するまでの間、利用者認証不要で、インターネットの利用が可能な状態となります。</p> <p>このような状態でも仕様を満たしていると判断しても差し支えないでしょうか。それとも、公共施設に設置する認証装置についても冗長構成での提案が必要となるのか、ご教示いただけますでしょうか。</p> <p>なお、庁内(本庁および支所・出張所)に設置する認証装置については、冗長構成で提案する予定です。</p>	ご質問いただいた状態でも仕様を満たしていると判断します。
36	調達仕様書	31 ページ	⑤-2 パフォーマンス	障害が発生しても問題なく継続稼働すること	すでに認証済みの通信に影響がないことという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりで問題ありません。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
37	調達仕様書	31 ページ	⑤-2 パフォーマンス	・バックアップや同期を取るなどしてリカバリーを容易にすること	クラウドサービスとして、バックアップ構成やリカバリーが確保されている場合、要件を満たしているとして判断可能でしょうか。	クラウドサービスとして、バックアップ構成やリカバリーが確保されている場合は要件を満たしているとして判断いたします。
38	調達仕様書	32 ページ	9 行目	別表3 ハードウェア要件 ⑥無線 LAN コントローラー	「⑥無線 LAN コントローラー ⑥-1 提供形態（オンプレ環境構築の場合）」に「SPP ポートを 2 以上有すること」と記載されていますが、これは SFP ポートの誤記と読み替えても差し支えないでしょうか。	誤記になります。SFP ポートと読み替えて問題ありません。
39	調達仕様書	33 ページ	2 行目	⑦-2 パフォーマンス	MIMO に関しては、同時通信数に影響する認識でございます。 2.4GHz 帯は、干渉の影響を強く受けるため、チャンネル当たりのスループットがでないことが多く、4MIMO での効果が限定的となるため、5GHz 帯 4×4：4、2.4GHz 帯 2×2：2 の AP を推奨しております。5GHz 帯については、4MIMO(4×4：4)に対応しているため、2.4GHz 帯については、2MIMO(2×2：2)の AP を選定しても問題無いでしょうか。（選定の考え方については提案書で明記させていただきます）	大規模拠点の AP の仕様を 2.4GHz 帯 4×4：4 から 2×2：2 への変更が可能かどうかと捉えてお答えします。仕様書に記載のとおり以下の条件は必須となります。 ・大規模拠点（本庁含）設置無線アクセスポイント 2.4GHz帯で4×4：4、5GHz帯で4×4：4 ストリーム以上の規格に準拠していること。 ・小規模拠点設置無線アクセスポイント 2.4GHz 帯で 2×2：2、5GHz 帯で 2×2：2 ストリーム以上の規格に準拠していること。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
40	提案書作成要領	1 ページ	1 行目	1 提案内容 (1) 提出書類	審査（プレゼンテーション等）で使用する説明資料については、事前に提出した提案書ではなく、説明用に簡潔にまとめた資料（例：PowerPoint等）で審査に臨む形でも問題ないでしょうか？	提案書に記載の内容から変更や追加がない場合に限り可能です。
41	提案書作成要領	1 ページ	21 行目	2 提案書の作成について	令和7年8月1日の審査会において、作成済みの提案書とは別に、補助的な資料として、必要に応じてスライドを使用してプレゼンテーションを行うことは可能でしょうか。	提案書に記載の内容から変更や追加がない場合に限り可能です。
42	提案書作成要領	1 ページ	2 提案書の作成について (2)留意事項	キ 提案書には、社名等、事業者を特定できる情報を記載しないこと	表紙、スライドフッター含め、社名の記載は一切認められないでしょうか。評価項目に会社概要がありますが、社名を記載さえしなければ、事業内容などの記載は認められますでしょうか。	表紙、スライドフッターを含め、社名の記載は一切認めませんが、事業内容などの記載は可能です。ただし、製品・サービス提供元の社名（第三者）の記載は可能です。

NO	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
43	提案書作成要領	4 ページ	8 行目	別紙1 提案書記載事項一覧 2-2 構成と設計方針	2-2 構成と設計方針に「庁内LANの論理構成および物理構成を図示し」と記載されていますが、現時点では庁内LANの詳細な論理構成は既存環境に依存しているため、外部事業者が正確に把握することは困難です。 そのため、可能な範囲で抽象化した構成図を提示する形で対応したいと考えておりますが、このような対応で差し支えないか、ご確認いただけますでしょうか。	可能な範囲で抽象化した構成図を提示する形で問題ありません。
44	提案書作成要領	6 ページ	下から1行目	別紙1 提案書記載事項一覧 8-2 延長保守費用(参考価格)	「契約終了後の機器更新に伴う移行対応について記載すること」との記載がありますが、具体的にはどのような内容の記載を想定されているのでしょうか。例えば、既存機器から新機器への切替手順や、業務への影響を最小限に抑えるための対応策などを含めるべきか、ご教示いただけますでしょうか。	移行対応の詳細内容は限定しませんが、既存機器から新機器への切替に伴う職員への作業負担を低減することが目的になります。内容としては切替に必要な手順や既存機器設定情報の提供などになります。